

株 主 各 位

(本店所在地)  
東京都品川区西五反田八丁目9番5号  
(本社事務所)  
大阪市北区堂島一丁目5番17号

**株式会社 エディオン**

代表取締役社長 久保允誉

## 第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年6月26日(木曜日)午後6時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成20年6月27日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号  
品川プリンスホテル メインタワー15階「京都」  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項
  1. 第7期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第7期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
  - 第1号議案 剰余金処分 の件
  - 第2号議案 定款一部変更 の件
  - 第3号議案 取締役8名選任 の件
  - 第4号議案 当社株券等に対する大規模買付行為への対応策(買収防衛策)導入 の件
4. その他株主総会招集に関する事項  
議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会日の3日前(平成20年6月23日)までに、その旨と理由を書面によりご通知ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.edion.co.jp>)へ掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### 1-1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業業績と雇用環境の改善といったプラス要因はあったものの、米国における住宅ローン問題に端を発した輸出産業における減速、原油高騰に端を発した物価上昇、定率減税の撤廃などのマイナス要因により先行きの不透明感が広がり、景気に急速に減速感が出てまいりました。

当家電小売業界におきましては、地上デジタル放送の放送地域拡大により薄型テレビやブルーレイディスクレコーダーなどの「デジタル家電」が引続き堅調に推移したほか、電子レンジ・炊飯ジャーなどの「生活家電」も当社オリジナル商品「クオール」を中心に好調に推移しました。また、原油価格の高騰の影響により石油暖房機器は苦戦しましたが、エアコンや電気暖房機器は好調に推移しました。一方、前年より不振の続くパソコンなどの「情報関連商品」は、単価の下落や目新しい新製品の不足により伸び悩むこととなりました。全体的には低調に推移した個人消費と、競合各社の出店による競争の激化により、業界全体としては厳しい市場環境の中で推移しました。

こうした中で当企業グループは、4月に設置した東京営業本部のもと、石丸電気㈱を含めた関東地区店舗の基盤強化を進め、10月に関東事業を推進する子会社として㈱東京エディオンを設立いたしました。11月には1号店として「エディオン高井戸店」を出店したほか、関東地区の㈱ミドリ電化店舗を㈱東京エディオンへと譲渡を進め、3店舗の店名を「エディオン」へ転換いたしました。また、6月に北陸地方を地盤とする㈱サンキューの発行済株式の40.0%を取得したことで、新たに北陸・北海道地方に店舗ネットワークが広がりました。一方で、㈱ミドリ電化、石丸電気㈱および㈱サンキューと組織および仕入の統合を進め、グループとして統一的な政策を実施する環境を整えたほか、営業活動においては、6月にエディオングループのスケールメリットを活かし、㈱デオデオ、㈱エイデン、㈱ミドリ電化、石丸電気㈱、㈱サンキュー合同での初の統一販促「エディオン祭」を開催するなど、エディオングループ合同の政策を推進してまいりました。

なお、上記の結果による営業店舗の状況と連結業績の概況は以下のとおりとなりました。

## 営業店舗の状況

	前期末	増加	減少	差引	当期末
直営店	363店	90店	19店	+71店	434店
F C 店	628店	31店	16店	+15店	643店
合計	991店	121店	35店	+86店	1,077店
直営店売場面積	922,413㎡	184,525㎡	60,604㎡	123,921㎡	1,046,334㎡

- (注) 1. 上記の他に、家電直営店1店舗を建替、6店舗を増床、5店舗を移転しております。
2. 直営店の増加・減少には、㈱ミドリ電化から㈱東京エディオンへの事業譲渡に伴う店舗の増加3店舗と減少3店舗が含まれております。
3. 増加の欄には、期首に連結子会社となった㈱サンキューの直営店65店舗とF C店1店舗が含まれております。

## 連結業績の概況

(単位：百万円)

	19年3月期	20年3月期	増減額	前年比(%)
連結売上高	740,293	851,205	110,912	115.0
営業利益	6,946	8,480	1,533	122.1
経常利益	18,631	21,227	2,595	113.9
当期純利益	7,367	6,754	△612	91.7

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

企業集団の商品別連結売上高

区 分	前 連 結 平成18年4月1日から 会計年度 平成19年3月31日まで		当 連 結 平成19年4月1日から 会計年度 平成20年3月31日まで		前期比増減率
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
映 像 商 品	百万円 178,656	% 24.1	百万円 203,643	% 23.9	% 14.0
音 響 商 品	27,160	3.7	30,744	3.6	13.2
冷 暖 房 商 品	63,195	8.5	70,596	8.3	11.7
家 庭 電 化 商 品	154,788	20.9	169,083	19.9	9.2
情 報 通 信 商 品	159,634	21.6	178,247	20.9	11.7
そ の 他	156,858	21.2	198,890	23.4	26.8
計	740,293	100.0	851,205	100.0	15.0

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

企業集団の地区別連結売上高

区 分	前 連 結 平成18年4月1日から 会計年度 平成19年3月31日まで		当 連 結 平成19年4月1日から 会計年度 平成20年3月31日まで		前期比増減率
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
北 海 道 ・ 東 北 地 方	百万円 —	% —	百万円 15,466	% 1.8	% —
北 陸 地 方	—	—	36,185	4.3	—
関 東 地 方	26,146	3.5	66,937	7.9	156.0
中 部 地 方	236,371	31.9	248,803	29.2	5.3
近 畿 地 方	211,604	28.6	201,563	23.7	△4.8
中 国 地 方	191,418	25.9	198,658	23.3	3.8
四 国 地 方	23,691	3.2	26,992	3.2	13.9
九 州 地 方	51,059	6.9	56,598	6.6	10.9
計	740,293	100.0	851,205	100.0	15.0

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 1-2. 資金調達等についての状況

### (1) 資金調達

当社は、金利上昇リスクの回避およびグループ内の財務安全性確保のため、平成19年12月20日に株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローンにより12,000百万円を調達いたしました。

### (2) 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資の額は370億円であり、その主なものは当連結会計年度中に完成した次の店舗となっております。

区 分	設 備 名	所 在 地	開 店 日	増加売場 面 積
(デオデオグループ)				㎡
新 設	デオデオ北宇和島店	愛媛県宇和島市	H19.06.01	2,645
〃	デオデオ高松春日店	香川県高松市	H19.06.15	4,959
〃	デオデオ筑紫野店	福岡県筑紫野市	H19.07.13	3,306
〃	デオデオ美作店	岡山県美作市	H19.09.28	258
増 床	デオデオ行橋店	福岡県行橋市	H19.04.28	1,208
〃	デオデオ柳井店	山口県柳井市	H19.06.22	662
〃	デオデオ松江店	島根県松江市	H19.06.22	311
〃	デオデオ本店さごう新館9階	広島市中区	H19.07.12	215
移 転	デオデオゆめタウン宇部店	山口県宇部市	H19.10.05	3,945
〃	デオデオフジグラン重信店	愛媛県東温市	H19.11.02	2,001
建 替	デオデオ米子店	島根県米子市	H19.11.16	3,081

区 分	設 備 名	所 在 地	開 店 日	増加売場 面 積
(エイデングループ)				㎡
新 設	エイデン羽島インター店	岐阜県羽島市	H19. 04. 27	2, 005
”	エイデン東海店	愛知県東海市	H19. 05. 25	3, 015
”	エイデン塩尻店	長野県塩尻市	H19. 06. 22	2, 601
増 床	エイデン本店	名古屋市中村区	H19. 11. 30	708
移 転	エイデン尾鷲店	三重県尾鷲市	H19. 11. 23	926
”	エイデン西尾店	愛知県西尾市	H19. 12. 07	2, 159
(ミドリ電化グループ)				㎡
新 設	ミドリ垂水店	神戸市垂水区	H19. 05. 25	8, 903
増 床	ミドリ松井山手店	京都府八幡市	H19. 04. 28	567
(東京エディオングループ)				㎡
新 設	エディオン高井戸店	東京都杉並区	H19. 11. 30	2, 499
”	エディオン酒々井店	千葉県酒々井町	H20. 01. 19	3, 213
”	エディオンロックシティ守谷店	茨城県守谷市	H20. 02. 09	3, 603
”	エディオン港北センター南店	横浜市都筑区	H20. 02. 29	5, 011
”	エディオン谷和原店	茨城県つくばみらい市	H20. 03. 14	5, 964
(サンキューグループ)				㎡
移 転	100満ボルト大勝店	福井県大野市	H19. 11. 17	1, 302

(3) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

(株)デオデオは、平成19年4月1日をもって(株)デオデオ商事を吸収合併しております。また、(株)ミドリ電化は、平成19年12月1日をもって(株)ミドリを吸収合併しております。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

当社は、平成19年6月15日に(株)サンキューの発行済株式の40.0%を取得し、連結子会社としております。また、平成19年10月19日に全額出資により(株)東京エディオンを設立し、平成19年11月1日には保有する石丸電気(株)の全株式を(株)東京エディオンに譲渡しております。

### 1-3. 直前三事業年度の財産および損益の状況

#### (1) 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第4期	第5期	第6期	第7期
	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
売上高(百万円)	437,992	714,697	740,293	851,205
経常利益(百万円)	11,163	20,389	18,631	21,227
当期純利益(百万円)	4,918	8,226	7,367	6,754
総資産額(百万円)	231,410	319,507	390,550	437,410
純資産額(百万円)	105,595	128,504	162,176	177,576
1株当たり純資産額(円)	1,185.82	1,214.84	1,258.61	1,290.78
1株当たり当期純利益(円)	60.58	76.98	69.76	63.96
自己資本比率(%)	45.6	40.2	34.0	31.2

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数および期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。発行済株式数の増減は次のとおりであります。
- |     |                   |             |
|-----|-------------------|-------------|
| 第4期 | 新株予約権の行使による増加     | 210,000株    |
|     | 公募増資による増加         | 10,000,000株 |
|     | 第三者割当増資による増加      | 500,000株    |
| 第5期 | ㈱ミドリ電化との株式交換による増加 | 16,676,797株 |

#### (2) 事業報告作成会社の財産および損益の状況

区 分	第4期	第5期	第6期	第7期
	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
営業収益(百万円)	4,611	5,858	7,254	10,677
経常利益(百万円)	1,730	2,128	2,342	2,525
当期純利益(百万円)	1,669	1,344	443	3,110
総資産額(百万円)	173,518	184,224	225,889	278,226
純資産額(百万円)	109,634	122,066	120,135	120,723
1株当たり純資産額(円)	1,232.52	1,155.73	1,137.51	1,143.14
1株当たり当期純利益(円)	21.05	12.89	4.20	29.45
自己資本比率(%)	63.2	66.3	53.2	43.4

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数および期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。発行済株式数の増減は次のとおりであります。
- |     |                   |             |
|-----|-------------------|-------------|
| 第4期 | 新株予約権の行使による増加     | 210,000株    |
|     | 公募増資による増加         | 10,000,000株 |
|     | 第三者割当増資による増加      | 500,000株    |
| 第5期 | ㈱ミドリ電化との株式交換による増加 | 16,676,797株 |

#### 1-4. 対処すべき課題

当企業グループは、平成17年4月に㈱ミドリ電化と事業統合し、中部以西の西日本地域においてトップクラスのシェアを誇る家電量販店グループとなりました。また、平成19年3月には関東地方を基盤とする石丸電気㈱を子会社化し、平成19年6月には北陸・北海道・山陰地方を基盤とする㈱サンキューを子会社化することにより、北海道から沖縄まで広範囲な店舗ネットワークを持つ企業グループに成長いたしました。当企業グループは、これら事業会社それぞれの持つ得意分野のノウハウを共有し、ノウハウの融合を図ることによって成長性と効率性を実現することを目指しております。

今後のわが国の経済は、個人消費の減速が懸念される中で、当家電小売業界においては消費動向の多様化と企業間競争の激化により、今後も厳しい経営環境が続くものと思われまます。このような環境のもと、積極的な出店戦略と地域一番店の実現、エディオンブランドの構築による競合他社との差異化により成長性を追求し、全グループをあげて徹底した合理化に取り組むことにより、業績の向上に全力を尽くしてまいります。

具体的には、売上高1兆円、経常利益率5%を達成するため、①関東事業の推進、②商品戦略、③チャネル戦略、④サービス戦略、⑤事業統合の推進、⑥エディオンブランドの構築により競合他社との差異化を図っていくことが課題であると考えております。

##### ① 関東事業の推進

当社は、平成19年10月19日に、グループの関東戦略を担う事業子会社として、㈱東京エディオンを設立いたしました。国内家電需要の約4割を占める関東エリアにおいて新規出店を積極的に行うと共に、同エリアの既存店舗の運営を㈱東京エディオンに集約し、シェアの獲得と合わせてサービス効率、販促効率等、エディオングループとしての経営効率の向上を図ってまいります。

##### ② 商品戦略

当企業グループでは、オリジナル商品「クオル」の開発、販売を行っております。お客様のニーズやライフスタイルに合った商品を開発・ご提供することで、お客様から高い評価をいただいております。今後も、エアコンなどの季節・白物商品を中心としたオリジナル商品の開発強化に取組み、お客様の利便性の向上と収益力の強化に努めてまいります。

### ③ チャネル戦略

お客様の購買シーンが多様化していく中で、インターネットを中心としたダイレクトマーケティング機能は、今後ますます重要性を増してくるものと考えられます。当社は実店舗との連動を含めたダイレクトマーケティングの新たなモデルの実現に向けて取組んでまいります。また中国・四国・九州および中部エリアにて展開中の小型フランチャイズ店についても、管球取替え等の高齢者世帯向けサービスの実施など、地域密着型のきめ細かなサービスの提供に努めてまいります。今後も、当社の経営資源を有効に活用しながら、ダイレクトマーケティング事業および小型フランチャイズ事業の強化に努めてまいります。

### ④ サービス戦略

「買って安心、ずっと満足」の精神のもと、当企業グループではサービス体制の充実にも努めてまいりました。昨今の家電商品の機能の複雑化およびお客様のニーズの多様化に対応するため、さらなるサービス体制の強化を図っていく必要があります。今後は、グループ各社のノウハウを集約し、商品の時間帯配達メニューの充実、出張修理依頼に対する即日訪問の強化、複雑化するA/V商品の丁寧な取扱い説明、長期修理保証の充実など、きめ細かなサービスの提供に取組んでまいります。

### ⑤ 事業統合の推進

グループ内の組織統合については、平成19年10月までにはほぼ完了しており、今後は組織の最適化によるさらなる統合効果の創出を図るとともに、新システムの稼働を早期に実現し、一元化された管理体制のもとで、業界No.1を目指すエディオンビジネスモデルを構築してまいります。

### ⑥ エディオンブランドの構築

当企業グループでは、グループ各社の特徴を最大限に発揮するため、ストアブランドは各社の名称（デオデオ、エイデン、ミドリ、石丸電気、100満ボルト）を継続して使用しております。今後は、お客様の認識されるストアブランドと、エディオンというコーポレートブランドの連携を強化し、グループ全体の価値向上に努めてまいります。

## 1-5. 当該事業年度の末日における主要な事業内容

当企業グループは、(株)エディオン（以下「当社」という。）と、子会社である(株)デオデオ、(株)エイデン、(株)ミドリ電化、(株)東京エディオン、(株)サンキューおよび(株)暮らしのデザインならびにそれぞれの子会社168社を含め子会社174社および関連会社5社で構成され、家庭電化商品および情報通信機器の販売を主な事業とし、(株)デオデオの基盤である中国地方、(株)エイデンの基盤である中部地方、(株)ミドリ電化の基盤である近畿地方、(株)東京エディオンの基盤である関東地方および(株)サンキューの基盤である北陸地方のほか、四国、九州、北海道など広範囲にわたり家電量販店を展開いたしております。

当企業グループは、(株)デオデオおよび(株)エイデンが、平成14年3月29日に株式移転により当社を設立したことにより発足し、平成17年4月1日には株式交換により(株)ミドリ電化を完全子会社といたしました。平成19年3月30日までに東京秋葉原地区を中心に関東地方に店舗ネットワークをもつ石丸電気(株)の発行済株式の40.0%を取得し連結子会社としたほか、平成19年6月15日には、北陸地方を中心に、北海道、関東、山陰、九州など広範囲に店舗ネットワークをもつ(株)サンキューの株式を40.0%取得し、新たに連結子会社としております。また、平成19年10月19日に関東地方での事業活動を担う子会社として(株)東京エディオンを設立、当社の持つ石丸電気(株)の全株式を譲渡し、関東地方における事業の集約と基盤強化を図っております。

エディオングループの取扱商品を大別すると、次のとおりであります。

品 種	主 要 商 品
映 像 商 品	テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ・ビデオ・ビデオカメラ・デジタルカメラ・DVDレコーダー等
音 響 商 品	コンポーネントステレオ・ミニコンボ・ポータブルMD・テープレコーダー・ラジオ等
冷 暖 房 商 品	エアコン・ストーブ・ファンヒーター・電子カーペット・家具調コタツ等
家庭電化商品	冷蔵庫・レンジ・調理用品・洗濯機・クリーナー・理美容用品・住宅設備機器・照明器具等
情報通信商品	パソコン・パソコン周辺機器・パソコンソフト・携帯電話・ファックス・電卓・電子手帳等
そ の 他	コンパクトディスク・DVDソフト・電子楽器・電池・電球・電子部品・ホームセンター商品・収納家具等の販売と家庭電化商品等の配送・設置・修理・工事等のサービス

## 1-6. 当該事業年度の末日における企業集団の主要拠点等および使用人の状況

### (1) 企業集団の主要拠点等

会社名	主な業務	当連結会計年度末現在の店舗数			当連結会計年度中の店舗増減数		
		直営店	FC店	計	直営店	FC店	計
(株) デオデオ	家庭電化商品等の販売	124	582	706	3	—	3
(株) エイデン	家庭電化商品等の販売	89	60	149	△1	14	13
(株) ミドリ電化	家庭電化商品等の販売	79	—	79	△5	—	△5
(株) 東京エディオン	家庭電化商品等の販売	5	—	5	5	—	5
(株) サンキュー	家庭電化商品等の販売	65	1	66	65	1	66
石丸電気(株)	家庭電化商品等の販売	18	—	18	△2	—	△2
(株) 三石電化センター	家庭電化商品等の販売	5	—	5	—	—	—
家電店舗小計		385	643	1,028	65	15	80
(株) ホームエクスポ	ホームセンター商品等の販売	7	—	7	—	—	—
(株) エイデンコミュニケーションズ	携帯電話等の販売	42	—	42	6	—	6
その他店舗小計		49	—	49	6	—	6
合計		434	643	1,077	71	15	86

### (2) 企業集団および事業報告作成会社の使用人の状況

#### ① 企業集団の状況

従業員数 10,534名

#### ② 事業報告作成会社の状況

従業員数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
476名	129名	41歳2か月	13年11か月

- (注) 1. 従業員数には出向社員446名を含んでおり、平均勤続年数はグループ会社での勤続年数を通算しております。  
 2. 従業員数には臨時従業員は含まれておりません。  
 3. 従業員数が前事業年度から大幅に増加しておりますが、これは本社部門の事業統合による出向者の増加によるものであります。

## 1-7. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	設立年月	資本金	当議決権比率	主な事業内容
(株) デ オ デ オ	広島市中区	昭和22年5月	百万円 19,294	% 100.0	家庭電化商品等の販売
(株) エ イ デ ン	名古屋市中村区	昭和30年4月	12,694	100.0	家庭電化商品等の販売
(株) ミドリ電化	兵庫県姫路市	昭和36年8月	1,560	100.0	家庭電化商品等の販売
(株) 東京エディオン	東京都千代田区	平成19年10月	300	100.0	家庭電化商品等の販売
(株) 暮らしのデザイン	東京都品川区	平成14年3月	300	100.0	家具・インテリアのカタログ通販事業
(株) エイデンコミュニケーションズ	名古屋市中千種区	平成12年5月	300	(100.0)	携帯電話等の販売
(株) コムネット	愛知県春日井市	昭和58年2月	100	(100.0)	家庭電化商品等の修理および配送設置・工事
(株) ホームエキスポ	名古屋市中千種区	平成13年1月	100	(100.0)	ホームセンター商品等の販売
(株) エヌワーク	名古屋市中区	昭和48年12月	30	(100.0)	電算システムの運営および開発
エム・イー・ティー 特定目的会社	東京都千代田区	平成13年5月	3,500	—	資産流動化計画に基づく特定資産の管理
(株) 三石電化センター	静岡県三島市	昭和45年12月	150	(100.0)	家庭電化商品等の販売
ミドリサービス(株)	兵庫県姫路市	昭和44年5月	20	(100.0)	家庭電化商品等の配送・荷役
(株) サンキュー	福井県福井市	昭和51年11月	10	40.0	家庭電化商品等の販売
石丸電気(株)	東京都千代田区	昭和41年1月	100	(40.0)	家庭電化商品等の販売
東京石丸電気(株)	東京都東文京区	昭和54年3月	40	(40.0)	家庭電化商品等の販売
(株) 石丸電気レコードセンター	東京都千代田区	昭和60年11月	10	(40.0)	CD、DVDソフト等の販売

会社名	所在地	設立年月	資本金	当社議決権比率	主な事業内容
アイアイオンライン(株)	東京都千代田区	平成16年11月	200	(40.0)	インターネットショッピングサイトの運営
アイアイテクノサービス(株)	東京都千代田区	平成15年2月	10	(40.0)	家庭電化商品等の配送・荷役

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。また、( )内の数値は子会社を通じて間接に保有する議決権比率を表示しております。

## 1-8. 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,000
株式会社広島銀行	7,500
株式会社三井住友銀行	3,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,000
株式会社大垣共立銀行	1,000
株式会社静岡岡銀行	2,000
株式会社八十二銀行	2,000
株式会社山口銀行	1,000
株式会社みずほコーポレート銀行	5,000
株式会社千葉銀行	2,000
株式会社愛知銀行	1,000
第一生命保険相互会社	400
明治安田生命保険相互会社	250
日本生命保険相互会社	250
愛知県信用農業協同組合連合会	1,000
株式会社名古屋銀行	1,600
神奈川県信用農業協同組合連合会	1,000
株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケート団	10,000
株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#1	10,000
株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#2	16,000
株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#3	12,000
株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするコミットメントライン	20,000

(注) 株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケート団は、株式会社静岡銀行その他の22行で構成され、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#1は、株式会社十六銀行その他の25行で構成され、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#2は、株式会社伊予銀行その他の17行で構成され、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#3は、株式会社中国銀行その他の16行で構成され、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするコミットメントラインは、株式会社広島銀行その他の16行で構成されております。

## 1-9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社100%子会社の㈱ミドリ電化は、平成19年11月5日付で尼崎労働基準監督署から時間外労働管理等に関する是正勧告書を受領しました。

### 是正勧告に対する報告の内容

㈱ミドリ電化は尼崎労働基準監督署から、従業員について所定の割増賃金を支払っておらず、割増賃金の不足分について過去2年間に遡及して支払うよう指導を受けました。

本件につきましては労働基準監督署の指導もあり、是正勧告を受けたJR尼崎駅店だけでなく、ミドリ電化グループ全体を対象に賃金未払いとなっている残業時間の調査を行い、概算で当期の未払賃金等および過年度（平成17年10月～平成19年3月）の未払賃金等を平成20年3月末までに支払いしました。

対象者（退職者およびパート社員を含む。）は、㈱ミドリ電化および㈱ミドリ電化の子会社のミドリサービス㈱の合計3,882名であります。

また、上記のほか、労使協定時間を超えて時間外労働に就かせていること、安全衛生委員会を設けていないこと等についても指導を受けており、それぞれ速やかに是正いたしております。

## 2. 株式に関する事項 (平成20年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 105,665,636株
- ③ 株主数 18,194名
- ④ 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	11,860 <sup>千株</sup>	11.22 <sup>%</sup>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,337	6.94
興 富 株 式 会 社	6,000	5.67
株 式 会 社 ダ イ イ チ	5,779	5.46
エディオングループ社員持株会	3,997	3.78
株 式 会 社 ビ ッ ク カ メ ラ	3,170	3.00
久 保 允 誉	2,096	1.98
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,692	1.60
株 式 会 社 広 島 銀 行	1,621	1.53
イ ー グ ル	1,556	1.47

(注) 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### 3-1. 取締役および監査役の状況（平成20年3月31日現在）

役 名	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	久 保 允 誉	株式会社暮らしのデザイン代表取締役会長、株式会社ダイイチ代表取締役社長、株式会社サンフレッチェ広島取締役会長、株式会社高宮カントリークラブ代表取締役会長、株式会社ふれあいチャンネル代表取締役副社長
取締役副社長	岡 嶋 昇 一	管理統括本部長兼店舗開発本部長、株式会社エイデン代表取締役社長
取締役副社長	友 則 和 寿	営業統括本部長、株式会社デオデオ代表取締役社長、株式会社高宮カントリークラブ代表取締役社長
取 締 役	船 守 精 一	商品統括本部長
取 締 役	藤 川 誠	総務人事部長兼法務室長
取 締 役	外 山 晋 吾	関東店舗開発部長、株式会社東京エディオン代表取締役社長
取 締 役	宮 嶋 宏 幸	株式会社ビックカメラ代表取締役社長
常勤監査役	高 橋 圭 治	
監 査 役	石 田 勝 治	
監 査 役	異 相 武 憲	弁護士
監 査 役	沖 中 隆 志	税理士

- (注) 1. 取締役宮嶋宏幸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役異相武憲、沖中隆志の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役高橋圭治氏は、長年にわたり経営管理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役石田勝治氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役異相武憲氏は、弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役沖中隆志氏は、税理士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当該事業年度中の取締役および監査役の異動
- ・取締役船守精一、取締役宮嶋宏幸および監査役高橋圭治の3氏は、平成19年6月28日開催の第6回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
  - ・取締役柳田 勉および監査役佐々木正弘の両氏は、平成19年6月28日付で取締役および監査役を退任いたしました。
  - ・取締役副社長木谷雅彦、取締役梅原正幸および取締役村田博雄の3氏は、平成19年12月21日付で取締役を退任しております。

### 3-2. 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	10	169百万円	
監 査 役	5	14百万円	(うち社外監査役2名、4百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会において、使用人分給与を含まず年額5億5,000万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会において、年額1億円以内と決議いただいております。
3. 上記の人数および報酬等の額には、平成19年6月28日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名と、平成19年12月21日付で退任した取締役3名分が含まれております。
4. 社外取締役宮嶋宏幸氏は無報酬のため、上記の人数には含まれておりません。
5. 上記のほか、使用人兼務取締役に對し使用人給与100万円を支給しております。

### 3-3. 社外役員的重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職会社名	兼職の内容	当社と兼職会社との関係
社外取締役	宮嶋宏幸	(株)ビックカメラ	代表取締役社長	当社と同社は資本提携を行っております。
社外監査役	異相武憲	(株)エイデン	社外監査役	100%子会社であります。
社外監査役	沖中隆志	(株)ミドリ電化	社外監査役	100%子会社であります。

### 3-4. 社外役員の名な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
宮嶋宏幸 (社外取締役)	9か月	同氏の取締役就任後、当事業年度に開催した22回の取締役会のうち、8回に出席しました。	取締役会審議事項に関して、同業他社の経営者としての豊富な経験を生かした助言を行うほか、営業統括本部、商品統括本部と意見交換を行い、商品開発などにおいて助言を行っております。
異相武憲 (社外監査役)	6年	当事業年度に開催した29回の取締役会のうち21回に、また10回開催した監査役会のうち9回に出席しました。	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、また主要な子会社へ実地調査に赴くなど子会社を含めた業務執行状況について聴取し、これらの場において弁護士としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。
沖中隆志 (社外監査役)	3年	当事業年度に開催した29回の取締役会のうち25回に、また10回開催した監査役会すべてに出席しました。	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、また主要な子会社へ実地調査に赴くなど子会社を含めた業務執行状況について聴取し、これらの場において税理士としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。

### 3-5. 責任限定契約

#### (責任限定契約の内容)

当社は、平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該規定に基づき、当社が社外取締役宮嶋宏幸氏、社外監査役異相武憲氏および沖中隆志氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

#### ① 社外取締役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結し、その賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

#### ② 社外監査役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間で、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結し、その賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### 4-1. 氏名または名称

新日本監査法人

### 4-2. 当社および当社の子会社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当社の公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額          | 36百万円 |
| ② 当社の子会社の公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 3百万円  |
| ③ 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額   | 80百万円 |

(注) 当社は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、財務報告に係る内部統制システム構築にあたり新日本監査法人より助言指導を受けており、上記②のとおりその対価を支払っております。

### 4-3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において内部統制システムの基本方針に関して、下記のとおり決議しております。

(総論)

当社グループが掲げる「サービス型小売業」は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様、従業員などの利害関係者（ステークホルダー）からいただく信頼の上に成り立つ地域密着型ビジネスモデルを目指すものです。

サービス型小売業として地域社会に受け容れられ、広くご愛顧をいただくために次の3つを事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役・社員のコンプライアンス（法令遵守）はもとより、地域社会のよき一員として、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダー（とりわけ株主様）から見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともに、ステークホルダーに向けたアカウンタビリティ（説明責任）を十分に果たします。

第三に、迅速的確な意思決定、強力な業務執行のできるトップマネジメント体制づくり、現場情報とステークホルダーのご意見ご要望がタイムリーにトップマネジメントに達する社内コミュニケーション向上に努力致します。

当社グループでは、これらを合わせて内部統制の課題として認識し、以下の基本方針をもって内部統制システムの整備に努めてまいります。

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

##### (1) エディオングループ倫理綱領の制定と周知

上記3つの基本的な事業運営指針を「エディオングループ倫理綱領」として成文化している（下記）。さらにこれを具体的に解説した「倫理・コンプライアンスマニュアル」、カード型パンフレット「倫理綱領カード」を制定し、取締役・社員が法令・社会倫理の遵守に努める。

社長は経営方針発表会をはじめとする会議や研修において本綱領の理念を役職員に直接伝えるよう努める。

##### エディオングループ倫理綱領

私たちエディオングループ役員、社員一同は、サービス型小売業者として、最も大切なお客様に安心と信頼をいただくべく、その社会的責任を自覚し、あらゆる法令と健全な社会的慣習を遵守するとともに、高い倫理観と良識を踏まえて次のように行動します。

1. お客様に最高の満足と安心をご提供します
2. お客様本位の公正な競争を行います
3. お取引先様と透明な取引を行い、お互いの発展に努めます
4. お客様、お取引先様の個人情報、企業機密を厳正に取り扱います
5. 政治、行政等と健全かつ正常な関係を保ちます
6. 企業情報を適時適切に開示します
7. 環境問題に積極的に取り組みます
8. よき企業市民として地域社会との協調を図ります
9. 反社会的勢力とかかわりません
10. 働きやすい職場、社員の公平・公正な処遇と能力開発に努めます

##### (2) コンプライアンス統括責任者およびコンプライアンス委員会の設置

当社社長をコンプライアンス最高責任者とする「コンプライアンス委員会」

（以下「委員会」という。）を設置し、副社長兼管理統括本部長を委員長、総務人事担当取締役（総務人事部長を兼務）を事務局長とし、各事業会社社長または総務人事担当取締役・執行役員および常勤監査役を委員とする。

委員会は、コンプライアンスに関する重要な問題をグループ横断的に審議し、最高責任者経由、取締役会に報告するとともにコンプライアンス強化に向けた施策の立案を行う。必要に応じて監査役、内部監査室および監査法人とも意見・情報を交換する。

また、総務人事部をコンプライアンス事務局（窓口）として、顧問弁護士事務所から経営の意思決定や日常業務に関するコンプライアンスに関してアドバイスを受ける。

さらに、内部通報規程を整備し、コンプライアンス事務局または弁護士事務所直結のホットライン（匿名可）を設けてコンプライアンス違反の早期発見と再発防止に努める。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報（文書および電磁的データ）の保存および管理は、社長の決定する文書管理規程にもとづき、総務担当取締役（総務人事部長兼務）が責任者としてこれを行う。取締役および監査役は、文書管理規程に従いこれらの情報を閲覧できるものとする。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ各企業のリスク管理の基準となる危機管理マニュアルを制定する。リスクの種類毎に責任部署を定めるとともにリスクマネジメント統括責任者を副社長兼管理統括本部長、同補佐を総務人事担当取締役として、グループ全体のリスクを総括的に管理する。具体的なリスクへの対応方針の決定と指示はコンプライアンス委員会によって行う。また、内部監査室はコンプライアンス統括責任者、同補佐およびコンプライアンス委員会と連携してグループ内各部署・事業所のリスク管理状況の監査を行う。コンプライアンス委員会および内部監査室はリスクマネジメントに関する審議・監査結果を定期的に取締役会に報告する。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

### (1) 事業計画の策定と迅速な進捗管理

当社およびグループ各企業は経営環境の見通しにもとづいて中期経営計画および年度事業計画を取締役会で審議決定する。営業部門、商品部門または管理部門を所管する取締役はこれらの計画にもとづいて具体的な部門施策とその効率的な実施に向けた業務遂行を指揮する。また、これらの事業計画の予算に対する実績は月次でシステムの集計管理し、各取締役および取締役会に速やかに報告される。

### (2) 経営戦略会議による重要事項の機動的審議と情報共有

基本的には月2回開催する取締役会のほかに経営戦略会議を設置し、重要案件を事前に機動的かつ十分に審議するとともに取締役相互の情報共有を図る。

経営戦略会議は当社社長を議長とし、取締役、各事業会社の社長（取締役を兼務）、当社関係部長で構成され、基本的には毎週1回定期開催する。なお、取締役会および経営戦略会議は、必要に応じてテレビ会議形式で機動的に開催する体制とする。

(3) 業務分掌・職務権限の明確化

期首または組織改編のつど各規程の見直しを行い、取締役および職制の決裁権限を常に明確にするとともに、経営環境や経営計画に応じて決裁権限の強化または委譲を行う。

(4) 社外アドバイザーの活用

弁護士事務所、会計事務所およびシンクタンク等の外部専門スタッフとの顧問契約等を行い、テーマに応じて取締役が業務執行に際してアドバイザーとして活用できる体制とする。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社たる事業会社におけるコンプライアンス推進担当者任命

「エディオングループ倫理綱領」、「倫理・コンプライアンスマニュアル」および「倫理綱領カード」はグループ内事業会社すべてに適用・配布する。また、各事業会社の会長・社長または担当する取締役は、コンプライアンス委員会委員を兼務し、各事業会社総務人事担当部長はコンプライアンス推進担当者として事業会社におけるコンプライアンスの指導・推進、相談およびコンプライアンス事務局との連絡を担当する。

また、事業会社各社におけるリスクマネジメントについてもコンプライアンスと同様の運用を行う。

(2) 子会社たる事業会社に対する内部監査

当社内部監査室は、グループ内事業会社各社を対象として内部監査を実施し、結果を当該事業会社社長および当社取締役会に報告する。

(3) 関係会社管理規程の整備

子会社たる事業会社の独自性を尊重しつつ、関係会社管理規程を定め、子会社の重要な意思決定・組織改編や管理職以上の人事に関して事前に当社取締役会への説明を要するものとするとともに、経営計画の進捗状況について当社取締役会に月次報告を行わせる。

(4) 管理部門合同会議の実施

当社および子会社たる事業会社の総務人事担当部長は月1回、総務人事担当取締役を議長として管理部門合同会議を行い、内部統制システムやリスク管理の状況を報告し合うとともに、法令改正等を踏まえた規程整備方針等についての情報共有とすりあわせを行う。

(5) 当社からの子会社たる事業会社に対する不当要求のチェック体制

現在、子会社たる事業会社は石丸電気㈱を除けばいずれも当社の100%子会社であり、子会社株主と当社の利害が相反することはない。さらにそれらの子会社社長または社長のいずれかが当社取締役を兼務しており、コンプライアンス違反に相当する不当な取引要求または施策の命令は当社取締役会内および当社コンプライアンス体制に従って厳重にチェックされる。石丸電気㈱についてもその40%を保有し、実質的に支配監督し不当要求の無いよう厳重にチェックしている。

#### 6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補佐する使用人スタッフは、必要に応じて任命するものとし、当該人選については監査役会と協議し、取締役からの独立性を確保するよう人事的な配慮を行う。

#### 7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する事項

監査役会に対して取締役および使用人の報告すべき事項は、法定の事項に加え、監査役会の決定する監査役会規程に規定する。基本的な項目は、当社およびグループ内事業会社各社の経営に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス委員会の審議事項、内部通報の状況、内部監査の状況、リスク管理に関する重要事項および経営戦略会議における審議事項とする。報告の方法等の運営事項についてはコンプライアンス委員会事務局長と監査役会の協議にもとづいて決定するものとする。

#### 8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための事項

監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、必要に応じて委員としてコンプライアンス委員会や経営戦略会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または関係する使用人に説明を求めるものとする。

また、監査役会として当社の監査法人から会計監査内容の報告を受けるとともに、監査に関する情報の交換を定期的に行う。

# 連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

区 分	金 額	区 分	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>I 流動資産</b>		<b>I 流動負債</b>	
現金及び預金	34,621	支払手形及び買掛金	52,492
受取手形及び売掛金	31,662	短期借入金	55,760
有価証券	651	一年内返済予定の長期借入金	10,483
たな卸資産	101,421	一年内償還予定の社債	300
繰延税金資産	8,033	未払法人税等	4,255
その他	14,168	未払消費税等	2,473
貸倒引当金	△212	賞与引当金	5,948
流動資産合計	190,345	ポイント引当金	9,644
<b>II 固定資産</b>		その他	23,553
<b>1 有形固定資産</b>		流動負債合計	164,911
建物及び構築物	75,379	<b>II 固定負債</b>	
器具及び備品	6,674	社 債	531
土地	78,089	長期借入金	65,973
建設仮勘定	1,006	繰延税金負債	1,622
その他	2,138	再評価に係る繰延税金負債	2,651
有形固定資産合計	163,289	退職給付引当金	9,100
<b>2 無形固定資産</b>		役員退職慰労引当金	1,066
のれん	4,288	負ののれん	3,150
その他	9,927	その他	10,825
無形固定資産合計	14,216	固定負債合計	94,921
<b>3 投資その他の資産</b>		<b>負債合計</b>	<b>259,833</b>
投資有価証券	17,607	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	9,116	<b>I 株主資本</b>	<b>152,321</b>
差入保証金	36,461	資 本 金	10,174
その他	6,892	資 本 剰 余 金	82,364
貸倒引当金	△525	利 益 剰 余 金	59,848
投資その他の資産合計	69,552	自 己 株 式	△65
固定資産合計	247,058	<b>II 評価・換算差額等</b>	<b>△16,006</b>
<b>III 繰延資産</b>		その他有価証券評価差額金	△760
社債発行費	6	土地再評価差額金	△15,246
繰延資産合計	6	<b>III 少数株主持分</b>	<b>41,261</b>
<b>資産合計</b>	<b>437,410</b>	<b>純資産合計</b>	<b>177,576</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>437,410</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

区 分	金	額
I 売上高		851,205
II 売上原価		656,175
III 売上総利益		195,030
III 販売費及び一般管理費		186,550
IV 営業利益		8,480
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	601	
仕入割引	11,155	
投資有価証券売却益	17	
持分法による投資利益	16	
その他の	2,905	14,697
V 営業外費用		
支払利息	1,428	
デリバティブ評価損	195	
その他の	325	1,949
VI 特別利益		21,227
固定資産売却益	42	
貸倒引当金戻入益	6	
投資有価証券売却益	84	
退職給付引当金取崩益	272	
店舗撤退違約金	115	
未払賞与戻入	200	
その他の	69	789
VII 特別損失		
固定資産売却損	325	
固定資産除却損	2,212	
投資有価証券評価損	224	
賃貸借契約解約損	189	
減損	1,300	
過年度未払給与	3,363	
その他の	587	8,203
税金等調整前当期純利益		13,813
法人税、住民税及び事業税	9,020	
法人税等調整額	△2,224	6,795
少数株主利益		262
当期純利益		6,754

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	10,174	83,420	54,289	△58	147,825
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△1,056	△1,156		△2,213
土地再評価差額金取崩額			△38		△38
当 期 純 利 益			6,754		6,754
自己株式の取得		△0		△7	△7
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		△1,056	5,559	△7	4,495
平成20年3月31日残高	10,174	82,364	59,848	△65	152,321

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	383	△15,284	△14,900	29,251	162,176
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△2,213
土地再評価差額金取崩額					△38
当 期 純 利 益					6,754
自己株式の取得					△7
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,143	38	△1,105	12,009	10,904
連結会計年度中の変動額合計	△1,143	38	△1,105	12,009	15,400
平成20年3月31日残高	△760	△15,246	△16,006	41,261	177,576

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 166社

主要な連結子会社の名称

(株)デオデオ、(株)エイデン、(株)ミドリ電化、(株)東京エディオン、  
石丸電気(株)、(株)サンキュー

なお、平成19年6月15日に(株)サンキューの株式を新たに取得したため、  
同社と同社の子会社145社を連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度において100%連結子会社でありました(株)デオ  
デオ商事は、平成19年4月1日に100%連結子会社である(株)デオデオに  
吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

さらに、前連結会計年度において100%連結子会社でありました(株)ミ  
ドリは、平成19年12月1日に100%連結子会社である(株)ミドリ電化に吸  
収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

(株)東京エディオンは、平成19年10月19日に新たに設立したため、連結  
の範囲に含めております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称

石丸興産(株)、協和建物(株)、新潟興産(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社8社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売  
上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う  
額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであ  
ります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社数 4社

主要な会社等の名称

(株)パソナeプロフェッショナル、(株)ふれあいチャンネル、  
(株)サンフレッチェ広島、(株)マルニ木工

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社等の 名称

石丸興産(株)、協和建物(株)、新潟興産(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社8社および関連会社1社は、そ  
れぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う  
額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、  
持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちエム・イー・ティー特定目的会社の決算日は12月31  
日であります。連結財務諸表を作成するにあたっては、同決算日現在の  
財務諸表を使用しております。ただし、前述の決算日の翌日から連結決  
算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な  
調整を行っております。

#### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更

従来、連結子会社のうち決算日が3月20日であった百合丘興産㈱については、同日現在の財務諸表を利用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っていましたが、同社が決算日を3月31日に変更したことにより、当連結会計年度は平成19年3月21日から平成20年3月31日までの12か月と10日間を連結しております。

また、従来、連結子会社のうち決算日が9月20日であった㈱石丸本社他1社については、同日現在の財務諸表を利用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っていましたが、同社が決算日を3月31日に変更し、平成19年3月20日に本決算を行っていることから、当連結会計年度は平成19年3月21日から平成20年3月31日までの12か月と10日間を連結しております。

#### 5. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### ① 有価証券

###### a 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

###### b その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法によって算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

時価法によっております。

###### ② デリバティブ

###### ③ たな卸資産

###### a 商品

評価基準は原価法によっております。

評価方法

家庭電化商品については移動平均法、先入先出法および最終仕入原価法によっております（移動平均法は主として㈱デオデオ、㈱エイデンの商品に、先入先出法は主として㈱ミドリ電化の商品に、最終仕入原価法は主として石丸電気㈱および㈱サンキューの商品に適用されております）。また、ホームセンター商品については主として売価還元法によっております。

###### b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。ただし平成10年3月31日以前取得の建物の一部については定率法によっております。建物以外の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～60年

器具及び備品 2～20年

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、法人税法の改正（(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)および(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却方法により減価償却費を計上しております。

これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が238百万円、当期純利益が165百万円減少しております。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めております。

これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が105百万円、当期純利益が75百万円減少しております。

②無形固定資産

定額法によっております。ただし、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法  
社債発行費

3事業年度にわたり每期均等額を償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ポイント引当金 ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、連結会計年度末における将来見込み利用額を計上することとしております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金がヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該借入金とはほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(8) 連結納税制度の適用

石丸電気㈱およびその100%子会社である㈱石丸電気レコードセンター、東京石丸電気㈱、アイアイテクノサービス㈱およびアイアイオンライン㈱は連結納税制度を適用しております。

6. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

7. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび負ののれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間で均等償却しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	93,108百万円
2. 非連結子会社および関連会社に対する株式	4,889百万円

3. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	12,603百万円
土地	14,158 "
計	26,762百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,800百万円
長期借入金および一年内返済予定の長期借入金	10,816 "
固定負債の「その他」(預り保証金)	1,042 "
計	14,659百万円

このほか担保留保条項を付している長期借入金および一年内返済予定の長期借入金が86百万円あります。

4. 保証債務

金融機関からの借入	
(株)ふれあいチャンネル	1,811百万円
その他	
従業員	13百万円

5. 連結子会社の(株)デオデオおよび(株)エイデンは土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

②再評価を行った年月日

(株)デオデオ	平成14年3月31日
(株)エイデン	平成14年3月28日

③再評価を行った土地の平成19年3月31日現在における時価と再評価後の帳簿価額との差額

(株)デオデオ	11,951百万円
(株)エイデン	1,768 "

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式	105,665,636株
------	--------------

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,056百万円	10円	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月16日 取締役会	普通株式	1,056百万円	10円	平成19年9月30日	平成19年12月10日
計		2,112百万円	20円		

3. 当連結会計年度末後に行う剰余金の配当に関する事項

平成20年6月27日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 配当金の総額   | 1,056百万円   |
| (2) 1株当たり配当額 | 10円        |
| (3) 基準日      | 平成20年3月31日 |
| (4) 効力発生日    | 平成20年6月30日 |

1株当たり情報に関する注記

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,290円78銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 63円96銭    |

重要な後発事象に関する注記

転換社債型新株予約権付社債の発行について

当社は平成20年4月23日開催の当社取締役会において、2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行を決議し、平成20年5月9日に発行いたしました。

1. 社債の名称

株式会社エディオン2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

2. 本社債の総額

15,000,000,000円および代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難または滅失の場合に適切な証明および補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

3. 本新株予約権の総数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、3,000個および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を5,000,000円で除した個数の合計数

4. 当初転換価額

1,353円

5. 本社債の利率

利息は付さない。

6. 発行決議日

平成20年4月23日

7. 払込期日および発行日

平成20年5月9日

8. 本新株予約権を行使することができる期間

平成20年5月23日から平成25年4月26日の銀行営業終了時（ジュネーブ時間）までとする。

9. 償還期限

平成25年5月10日

10. 募集に関する事項

(1) 単独ブックランナー兼共同主幹事引受会社であるDaiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch（以下「Daiwa Securities SMBC Europe」という。）および共同主幹事引受会社であるNomura Bank (Switzerland) Ltd.（両者を合わせて、以下「買取人」と総称する。）の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（ただし、アメリカ合衆国を除く。）における募集

(2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の102.5%

# 株式会社 エディオン 貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

区 分	金 額	区 分	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>I 流動資産</b>		<b>I 流動負債</b>	
現金及び預金	3,377	買掛金	43,594
売掛金	40,885	短期借入金	53,000
短期貸付金	65,400	一年内返済予定の長期借入金	3,200
未収入金	769	未払金	2,531
前払費用	139	未払費用	113
繰延税金資産	568	未払法人税等	193
その他	14	預り金	2,187
貸倒引当金	△873	賞与引当金	333
流動資産合計	110,282	その他	124
<b>II 固定資産</b>		流動負債合計	105,278
<b>1 有形固定資産</b>		<b>II 固定負債</b>	
建物	66	長期借入金	50,800
器具備品	343	長期未払金	1,423
有形固定資産合計	409	固定負債合計	52,223
<b>2 無形固定資産</b>		<b>負債合計</b>	<b>157,502</b>
商標権	22	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	2,096	<b>I 株主資本</b>	<b>121,376</b>
その他	4,455	資本金	10,174
無形固定資産合計	6,574	資本剰余金	108,816
<b>3 投資その他の資産</b>		資本準備金	62,371
投資有価証券	3,103	その他資本剰余金	46,444
関係会社株式	131,532	利益剰余金	2,451
関係会社長期貸付金	24,800	その他利益剰余金	2,451
長期前払費用	570	繰越利益剰余金	2,451
差入保証金	5	<b>自己株式</b>	<b>△65</b>
差入敷金	97	<b>II 評価・換算差額等</b>	<b>△653</b>
長期預金	200	その他有価証券評価差額金	△653
繰延税金資産	924	<b>純資産合計</b>	<b>120,723</b>
その他	25	<b>負債・純資産合計</b>	<b>278,226</b>
貸倒引当金	△300		
投資その他の資産合計	160,959		
固定資産合計	167,943		
<b>資産合計</b>	<b>278,226</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株式会社 エディオン 損益計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

区 分	金	額
<b>I 営業収益</b>		
経営指導料	682	
受取配当金	2,515	
業務委託手数料	7,479	
その他	0	10,677
<b>II 一般管理費</b>		8,009
営業利益		2,668
<b>III 営業外収益</b>		
受取利息	819	
その他	49	869
<b>IV 営業外費用</b>		
支払利息	1,004	
新株発行費償却	7	
その他	0	1,012
経常利益		2,525
<b>V 特別損失</b>		
固定資産除却損	373	373
税引前当期純利益		2,152
法人税、住民税及び事業税	408	
法人税等調整額	△1,366	△958
当期純利益		3,110

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株式会社 エディオン 株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成19年3月31日残高	10,174	62,371	47,500	109,872	397	△58	120,385
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			△1,056	△1,056	△1,056		△2,112
当期純利益					3,110		3,110
自己株式の取得			△0	△0		△7	△7
自己株式の処分			0	0		0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計			△1,056	△1,056	2,054	△7	991
平成20年3月31日残高	10,174	62,371	46,444	108,816	2,451	△65	121,376

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高	△250	△250	120,135
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△2,112
当期純利益			3,110
自己株式の取得			△7
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△402	△402	△402
事業年度中の変動額合計	△402	△402	588
平成20年3月31日残高	△653	△653	120,723

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～15年

器具備品 4～10年

（会計方針の変更）

当事業年度より、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却方法により減価償却費を計上しております。

なお、この変更に伴う損益への影響は軽微であります。

無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

- (4) ヘッジ会計の方法 一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金がヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。
- (5) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	226百万円
関係会社に対する短期金銭債権	106,392 〃
関係会社に対する長期金銭債権	24,825 〃
関係会社に対する短期金銭債務	2,768 〃

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引	
営業収益	10,677百万円
一般管理費	546 〃
営業取引以外の取引高	543,744 〃

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	58,427株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)	
減価償却費	14百万円
貸倒引当金	476 〃
賞与引当金	135 〃
未払事業税	51 〃
関係会社株式評価損	661 〃
その他有価証券評価差額金	265 〃
固定資産除却損	134 〃
その他	19 〃
繰延税金資産小計	1,758百万円
評価性引当額	△265百万円
繰延税金資産合計	1,493百万円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱デオデオ	所有 直接100%	役員の兼任 経営指導 業務委託 資金の援助 仕入代行	資金の貸付 利息の受取 仕入代行 仕入割引	(注)4 — 426 186,117 3,782	長期貸付金 短期貸付金 売掛金	9,600 34,672 13,617
子会社	㈱エイデン	所有 直接100%	役員の兼任 経営指導 業務委託 資金の援助 仕入代行	資金の貸付 利息の受取 仕入代行 仕入割引	(注)4 — 238 145,363 2,682	長期貸付金 短期貸付金 売掛金	9,800 13,757 10,405
子会社	㈱ミドリ電化	所有 直接100%	役員の兼任 経営指導 業務委託 資金の援助 仕入代行	資金の貸付 利息の受取 仕入代行	(注)4 — 97 125,009	長期貸付金 短期貸付金 売掛金	3,600 10,655 10,400
子会社	㈱東京エディオン	所有 直接100%	役員の兼任 経営指導 業務委託 資金の援助 仕入代行	資金の貸付 利息の受取 仕入代行 仕入割引	(注)4 3,500 38 3,551 40	長期貸付金 短期貸付金 売掛金	3,500 3,232 1,898
子会社	㈱サンキュー	所有 直接40%	業務委託 仕入代行	仕入代行	25,983	売掛金	2,965
子会社	石丸電気㈱	所有 間接40%	業務委託 仕入代行	仕入代行 仕入割引	20,183 301	売掛金	1,598

### 取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付および預りについては、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。なお、担保の受入および提供はありません。
2. 仕入代行および仕入割引については、当社の仕入先と同一の条件によっております。
3. 取引金額には消費税等を含んでおりません。期末残高には消費税等を含めております。
4. 資金の貸付については当社が資金の一元管理を行っており、資金の決裁は随時行われております。このため、取引金額としての把握が困難であるため記載を省略しておりますが、随時決裁以外の取引金額が把握できるものについては記載しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,143円14銭
1株当たり当期純利益	29円45銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

転換社債型新株予約権付社債の発行について

当社は平成20年4月23日開催の当社取締役会において、2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行を決議し、平成20年5月9日に発行いたしました。

### 1. 社債の名称

株式会社エディオン2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

### 2. 本社債の総額

15,000,000,000円および代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難または滅失の場合に適切な証明および補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

### 3. 本新株予約権の総数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、3,000個および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を5,000,000円で除した個数の合計数

4. 当初転換価額 1,353円

5. 本社債の利率 利息は付さない。

6. 発行決議日 平成20年4月23日

7. 払込期日および発行日 平成20年5月9日

8. 本新株予約権を行使することができる期間

平成20年5月23日から平成25年4月26日の銀行営業終了時（ジュネーブ時間）までとする。

9. 償還期限 平成25年5月10日

### 10. 募集に関する事項

- (1) 単独ブックランナー兼共同主幹事引受会社であるDaiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch（以下「Daiwa Securities SMBC Europe」という。）および共同主幹事引受会社であるNomura Bank (Switzerland) Ltd.（両者を合わせて、以下「買取人」と総称する。）の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（ただし、アメリカ合衆国を除く。）における募集

- (2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の102.5%

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成20年5月14日

株式会社エディオン  
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山本操司	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	西原健二	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤嘉章	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上正彦	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条4項の規定に基づき、株式会社エディオンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 5月14日

株式会社エディオン  
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山本操司	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	西原健二	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤嘉章	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上正彦	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エディオンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員的一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議並びに代表取締役との定期会合に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、常勤監査役が管理部門合同会議等に参加し、また常勤監査役並びに社外監査役2名がそれぞれ子会社1社の監査役を兼務して、一部子会社の取締役会に参加するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社に赴き、調査いたしました。また、監査役による調査あるいは監査活動の結果については、必要に応じて、各取締役や各部門の責任者に対し意見を伝えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、子会社株式会社ミドリ電化が、平成19年11月5日に尼崎労働基準監督署から時間外労働管理等に関する是正勧告を受けた件につきましては、監査役会として今後とも推移を注視してまいる所存であります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

当社は平成20年4月23日開催の取締役会において、2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を行う旨決議しております。

平成20年5月15日

株式会社エディオン 監査役会

常勤監査役 高橋圭治 ㊟

監査役 石田勝治 ㊟

社外監査役 異相武憲 ㊟

社外監査役 沖中隆志 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当金に関する事項

当期末の株主配当金につきましては、安定的な配当を継続することを基本とし、1株につき10円とさせていただきますと存じます。

#### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額1,056,072,090円

なお、昨年12月に中間配当金として1株につき10円をお支払いいたしておりますので、年間にお支払いする配当金は1株につき20円となります。

#### (2) 剰余金の配当が効力を発生する日

平成20年6月30日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

(1) 経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制の改革施策として、本店の所在地を東京都千代田区に変更するものであります。

(2) 現行会社法に関連する条文につき所要の変更を行うとともに、一部表現方法の統一等を図るものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
2. 精密機器、光学機器、計量機器、度量衡計量器、眼鏡、時計、事務用機器、オフィス・オートメーション機器、情報通信機器、音響機器、照明器具、印刷システム機器、パーソナルコンピュータ、ワープロおよび周辺機器の販売ならびに修理およびメンテナンス	2. 精密機器、光学機器、計量機器、度量衡計量器、眼鏡、時計、事務用機器、オフィス・オートメーション機器、情報通信機器、音響機器、照明器具、印刷システム機器、パーソナルコンピュータ、ワープロおよび周辺機器の販売ならびに修理およびメンテナンス
3. ～10. (条文省略)	3. ～10. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>11. 園芸用品、日曜大工用品、塗料、接着剤、建築金物、建築資材、エクステリア用品の販売および土木・建築工事、消防設備工事、造園土木工事、内装工事、室内装飾工事、看板工事、管工事、水道工事、ガス工事、エクステリア工事、防災設備工事、外<del>遣</del>工事ならびに電気工事、電気通信工事、変電設備工事の請負、設計・監理・施工</p> <p>12. ～34. (条文省略) ② (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(決議の方法) 第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>②株主または代理人は、株主総会に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>11. 園芸用品、日曜大工用品、塗料、接着剤、建築金物、建築資材、エクステリア用品の販売および土木・建築工事、消防設備工事、造園土木工事、内装工事、室内装飾工事、看板工事、管工事、水道工事、ガス工事、エクステリア工事、防災設備工事、外<del>遣</del>工事ならびに電気工事、電気通信工事、変電設備工事の請負、設計・監理・施工</p> <p>12. ～34. (現行どおり) ② (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(決議の方法) 第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使) 第20条 (現行どおり)</p> <p>②株主または代理人は、株主総会とに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、業務を円滑かつ迅速に遂行し、経営陣の一層の強化を図るため取締役を1名増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	くぼ まさ たか 久保 允 誉 (昭和25年2月18日)	昭和56年6月 第一産業株式会社 (現 株式会社デオデオ) 取締役 昭和56年7月 同社常務取締役 昭和62年6月 同社専務取締役 平成3年6月 同社代表取締役副社長 平成4年4月 同社代表取締役社長 平成14年3月 当社代表取締役会長 平成15年7月 当社代表取締役社長(現任) 平成15年7月 株式会社デオデオ代表取締役会長 平成16年6月 同社取締役会長(現任) 平成19年12月 株式会社ミドリ電化取締役会長 (現任) (他の法人等の代表状況) 株式会社暮らしのデザイン 代表取締役会長 株式会社ダイイチ 代表取締役社長 株式会社高宮カントリークラブ 代表取締役会長 株式会社ふれあいチャンネル 代表取締役副社長	2,096,270株
2	おか じま しょう いち 岡 嶋 昇 一 (昭和25年11月22日)	昭和56年3月 株式会社栄電社 (現 株式会社エイデン) 取締役 昭和62年1月 同社常務取締役 昭和63年5月 同社代表取締役専務 平成3年5月 同社代表取締役副社長 平成5年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成14年3月 当社代表取締役社長 平成15年7月 当社代表取締役副社長 平成16年6月 当社取締役副社長(現任)	1,364,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
3	とも のり かず とし 友 則 和 寿 (昭和26年2月28日)	平成2年6月 株式会社ダイイチ (現 株式会社デオデオ) 取締役 平成2年10月 同社常務取締役 平成7年6月 同社取締役副社長 平成14年3月 当社取締役 平成15年7月 株式会社デオデオ代表取締役社長 (現任) 平成17年4月 当社取締役副社長 (現任) (他の法人等の代表状況) 株式会社高宮カントリークラブ 代表取締役社長	15,656株
4	ふじ かわ まこと 藤 川 誠 (昭和23年10月5日)	平成8年6月 株式会社エイデンサカキヤ (現 株式会社エイデン) 取締役 平成11年4月 同社常務取締役 平成14年3月 当社取締役 (現任) 平成16年10月 当社総務人事部長 平成19年4月 株式会社エイデン専務取締役 (現任) 平成19年12月 当社総務人事部長兼法務室長 (現任)	18,100株
5	ふな もり せい いち 船 守 精 一 (昭和29年1月14日)	平成16年10月 株式会社デオデオ本店店長 平成17年4月 同社営業統括本部長兼中国四国営業 本部長兼当社中国四国営業本部長 平成18年6月 同社取締役 平成19年4月 同社常務取締役 (現任) 平成19年4月 当社商品統括本部長 (現任) 平成19年6月 当社取締役 (現任)	3,900株
6	* なか ぐち ゆう じ 中 口 雄 司 (昭和23年4月21日)	平成8年11月 株式会社ミドリ電化取締役 平成19年2月 当社第二商品本部長 平成19年8月 当社近畿営業本部長 平成19年8月 株式会社ミドリ電化執行役員営業本 部長 平成19年12月 同社代表取締役社長 (現任)	15,716株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
7	* あさ だ ゆう じ 麻 田 祐 司 (昭和47年6月15日)	平成9年10月 監査法人トーマツ大阪事務所入所 平成12年4月 税理士法人トーマツへ転籍 平成13年5月 公認会計士登録 平成16年5月 当社入社 経理部長 平成19年2月 当社経理部長兼内部統制推進室長 平成19年4月 当社財務経理部長兼内部統制推進室長 (現任)	0株
8	みや じま ひろ ゆき 宮 嶋 宏 幸 (昭和34年10月24日)	昭和59年3月 株式会社ビックカメラ入社 平成8年4月 同社取締役池袋本店店長 平成10年5月 同社取締役営業部長兼池袋本店店長 平成12年3月 同社取締役人事部長 平成12年11月 同社取締役営業部長 平成14年6月 同社取締役営業本部長 平成16年11月 同社専務取締役商品本部長 平成17年3月 同社代表取締役専務商品本部長 平成17年11月 同社代表取締役社長 (現任) 平成19年6月 同社取締役 (現任)	0株

- (注) 1. \*印は新任取締役候補者であります。
2. 取締役候補者宮嶋宏幸氏は、当社と競合関係にある株式会社ビックカメラの代表取締役を兼務しております。その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者宮嶋宏幸氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由と在任期間  
宮嶋宏幸氏につきましては、事業法人の経営者としての豊富な経験と知識を活かし、経営全般に関する提言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合に、その在任中に当該株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務執行が行われた事実  
宮嶋宏幸氏が取締役を務める株式会社ビックカメラの一部において、平成16年11月に労働基準法に違反する事実(三六協定を超える時間外管理等)がありました。同社は、直ちに再発防止策等労務管理の適正運用体制を構築するとともに、管理職への時間外手当等の清算を行っております。
6. 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、現行定款において社外取締役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定めており、その規定により社外取締役候補者宮嶋宏幸氏との間に責任限定契約を締結しております。同氏が再任されますと同契約を継続する予定であります。その内容の概要は、当該契約に基づく責任の限度額につき、法令に定める最低責任限度額とするものであります。

#### 第4号議案 当社株券等に対する大規模買付行為への対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、平成20年5月16日の当社取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等に対する大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本対応策」といいます。）を、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に導入することを決定しました。

本対応策は、大規模買付行為の是非は株主の皆様のご判断に委ねられるべきという考え方を基本に、当社企業価値ならびに株主共同の利益を確保するために、当社株券等に対する大規模買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な状況判断を行えるよう、大規模買付者から、その目的、内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報が提供され、適切な評価期間が確保されるよう「大規模買付ルール」を定めたものであります。したがって、大規模買付行為そのものを阻害したり、大規模買付行為に応じるか否かという株主の皆様のご判断の機会を奪うことを目的とするものではありません。

本議案は、本対応策の導入について、その重要性に鑑み、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、会社法および金融商品取引法ならびにそれらに関する規則、政令、内閣府令および省令等（総称して、以下「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本対応策において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項にそれぞれ読み替えられるものとします。

#### 記

##### I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

###### <基本方針>

当社は上場企業のため、株主・投資家の皆様は、当社株式の取得を自由に証券市場で行うことができます。そのため、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても一概に拒否するものではありません。近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模な買付行為、その提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しておりますが、大規模

な買付行為の提案が行われた場合に、それに応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様のご判断によってなされるべきであると考えます。

もっとも、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

これらを十分に理解せず当社を支配した場合、ステークホルダー、特にお客様との信頼関係を失い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあります。このような企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付行為やこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### < 当社の事業特性（企業価値の源泉） >

当企業グループは、中国・四国・九州地方を中心に店舗ネットワークを展開する㈱デオデオと中部地方を中心に展開する㈱エイデンが、株式移転により平成14年3月に持株会社である当社を設立したことにより発足しました。当時の家電小売業界は、競争激化の中で店舗の大型化と積極的な統廃合が進んでおり、情報デジタル技術の普及、家電リサイクル法の施行等により、大きな変革期を迎えておりました。そのような大きな変革の時代に対応するため、「お客様第一主義」および「地域密着型の事業展開」を基本理念とし、あらゆる営業活動を通してお客様に最高の満足を提供することを目指して事業統合をいたしました。

当企業グループは、「お客様の豊かな暮らしを永続的に支える企業」でありたいと考えております。私たちの活動をお客様にとっての理想に置換えたメッセージである「買って安心、ずっと満足」を経営理念として掲げております。お客様の声を形にしたオリジナル商品の開発、お買い上げいただいた商品を常に最良な状態でお使いいただくためのサービス体制、新しい喜びや豊かさを提案する新業態の開発等、当企業グループの事業はすべてこの経営理念に根ざして行われております。

その後、平成17年4月に株式交換により近畿地方を中心に展開する㈱ミドリ電化を完全子会社化、平成19年3月までに東京秋葉原地区を中心に関東地方に店舗ネットワークを展開する石丸電気㈱の株式40%を取得、平成19年6月に北陸地方を中心に展開する㈱サンキューの株式40%を取得しました。地域のトップブランドのこれら各事業会社は、地域に浸透したストアブランドを生かし事業展開を強化してまいりました。

当企業グループを構成する各事業会社は、創業以来、家電商品のお買い上げから、配送、工事、修理にいたるまで、お客様に安心してお買物をしていただける体制の構築につとめてまいりました。さらに、商圈規模に応じた出店を行い、当該地域での販売シェアの向上を図るとともに、小型フランチャイズ店舗の加盟店増加により、

直営店との連携によるきめ細かいサービスの提供を行ってまいりました。また、常に新しい取組みに挑戦し、お客様のニーズや時代の変化にも対応してまいりました。特に、家電商品からの広がりとしての玩具、家具、インテリア、ソフト、住設等といった新しい業態への取組みを強化しております。

当社は、各事業会社を監督・指導する持株会社として、経営の効率化、統合効果の早期創出に取組み、当社を取巻く株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員、グループおよび関係会社等の各ステークホルダーの皆様の安心と信頼のうえに、企業価値をより一層高めるべく努めてまいります。

## II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

### <中期経営計画および統合効果の創出>

当企業グループは、売上高1兆円、経常利益率5%を中期目標とし、成長性、生産性、効率性のさらなる向上に努めております。

成長性の向上のために、日本の家電小売需要の約4割を占める関東エリアにおける事業規模を拡大させることを目的として、平成19年10月に㈱東京エディオンを設立いたしました。㈱デオデオ、㈱ミドリ電化の関東地方の店舗を㈱東京エディオンへ譲渡し、これらの店舗を「エディオン」のストアブランドへ変更することにより、効率的な販促活動、物流体制の整備を行うとともに、「エディオン」ブランド店舗の出店強化を行い、関東地方での売上拡大を図ってまいります。また、関東以外のエリアにおいては、各事業会社はエリア内の各商圈において、3,000坪クラスの大店から1,000坪クラスの中型店まで商圈規模に応じた出店と、同一商圈における複数店舗の展開を行い、販促効率・物流効率の向上と、商圈内における消費者の認知度を向上させることで、各商圈において競合他社に対して優位な地位を確立し、ドミナント体制での規模の拡大を図ってまいります。家電以外の商品においては、玩具、家具、インテリア、ソフト、住設等の積極的な展開を進めており、1店舗当たりの売上高拡大とワンストップショッピングによる高い利便性を提供することで、店舗の競争力の強化を図ってまいります。

生産性の向上を図るために、統合効果の創出に積極的に取り組んでおります。平成19年4月に㈱ミドリ電化と仕入統合を行い、商品本部とマーケティング本部を一本化することで㈱ミドリ電化の粗利率と収益の改善を行いました。平成18年10月に仕入統合を実施した石丸電気㈱においては、秋葉原の店舗再編等の当企業グループのノウハウを導入、収益の改善を進めております。また、㈱サンキューにおいても、平成19年9月に仕入統合を開始し、粗利率の改善を進めております。一方、高い収益性が期待できるオール電化事業においては、㈱サンキューの持つノウハウを他の事業会社に導入するため、平成19年9月に電化住設商品本部を設置し、各事業会社において積極的な展開を開始いたしました。また、ソフト事業においては、平成19

年10月に高い仕入ノウハウを持つ石丸電気㈱を中心とした仕入統合を行うとともに、ソフト事業部の統合を行ったことにより、他の事業会社におけるソフト事業の収益性が改善しております。その他、粗利率を確保できるオリジナル商品等の開発と販売を強化することにより粗利率の改善を図るほか、各商品における販売計画の精度をあげ、仕入条件の改善につなげております。

効率性の向上を図るために、各事業会社共通の統合情報システムの開発に取り組んでおります。各事業会社の情報システムが統一されれば、間接部門における重複する部門の整理統合により経費の削減が図れるほか、店舗におけるより効率的なオペレーションが実現可能となり、一人当たりの売上高の改善、労働生産性の向上が期待できます。同時に、事業会社間での統一的な政策の実現が可能となることで、グループのカード戦略を統一して顧客情報を基点としたより効果的な販促の展開と販促に関わる経費の削減が実現できます。物流においては、事業会社間の統一的な仕組みの構築、物流センター等の最適な配置を検討していくことで、物流コストや在庫の削減を図ってまいります。その他各事業会社における店舗の建設材や間接材等の仕入れを統一し、スケールメリットを確保することで経費の削減を図るほか、各事業会社の経費管理のノウハウの共有によりグループとしての経費管理のノウハウを構築し、経費の抑制を図ってまいります。また、在庫、売掛債権等の資産および負債の圧縮とキャッシュ・フロー経営を重視し、資本の効率的な運用を図ってまいります。

以上の取組みにより、ROA（総資本経常利益率）・ROE（自己資本利益率）10%以上を目標として、企業価値の向上に取り組んでまいります。

#### <コーポレート・ガバナンス>

当企業グループは、法令遵守や企業倫理の重要性を認識するとともに、変化する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と経営の健全性向上を図ることによって、企業価値を継続して高めていくことを最重要課題の一つとして位置付けております。その実現のために、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法令上の機関制度を一層強化・整備してコーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

また、平成16年12月に「エディオングループ倫理綱領」を制定し、当企業グループとしての基本姿勢を明文化したほか、コンプライアンス委員会等の定期的開催、内部通報制度の整備、内部監査室・法務室の業務等を通じて、グループ内の問題点等が速やかに経営陣に伝わり、早期に対応・改善できる体制を構築いたしました。

その他内部統制システムの整備とともに、現体制の検証、改善を積極的に行い、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。経営陣は、取締役会を月1回以上開催し、経営上の重要事項を討議し決定しております。また、毎週経営会議を開催することで、適時に経営戦略や業務計画の見直しができる体制と

なっております。同時に、社外取締役および社外監査役の出席により、外部専門家の助言を受けながら、経営への監視・牽制機能を強化しております。コンプライアンス体制については、弁護士や各事業会社の総務人事担当者等を委員とした各種委員会を設置し、コンプライアンス意識を醸成し、法令違反の発生防止等に努めております。各事業会社に対しては、親会社である当社が経営支援・監視を行い、月次ベースで経営成績を把握して、問題点の早期発見および適時の解決を図っております。

#### <基本方針の実現に資する取組みについての考え方>

コーポレートガバナンスの取組みを通じ、株主・投資家の皆様に、迅速かつ正確な情報を開示することにより、経営の透明性を高めるとともに、客観性を確保したいと考えております。

このような取組みに対し、突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模買付者が提示する当社株券等の取得対価が妥当かどうか、さらにこのような買付行為が当社に与える影響、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容等を株主の皆様が短期間のうちに適切に判断なさることは極めて困難であると思われます。そのため、大規模買付者から適切かつ十分な情報が提供されることに加え、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、株主の皆様が当社株券等の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

このような観点から、大規模な買付行為が行われる場合には、株主の皆様のご判断のために、当該買付者から買付行為に関する必要かつ十分な情報が当社取締役会に事前に提供された後、当社取締役会は大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益に与える影響等を評価し、当社取締役会としての意見を株主の皆様にご提供するとともに、場合によっては当社取締役会としての代替案を作成し、提示するべきであると考えます。

十分な情報提供や、当社取締役会における適切な評価のための期間が確保されないまま大規模買付行為が強行される場合や、明らかに当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、会社支配に関する基本方針に照らし、特定株主グループ(注1)が、議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大

規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を、以下「大規模買付者」といいます。)が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール(大規模買付ルール)に従っていただくこととし、これを遵守した場合およびしなかった場合につき一定の対応策を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします(当社株券等の大規模買付行為への対応策を、以下「本対応策」といいます。))。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者を行い、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等を行い、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその関係者(同法第27条の2第7項に規定する関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができます。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 1. 本対応策導入の必要性

会社支配に関する基本方針のとおり、大規模な買付行為に応じて当社株券等の売却を行うか否かは、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えますが、株主の皆様のご判断のために、大規模買付行為に際し、大規模買付者は、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会がこれらの情報を評価し、株主の皆様へ意見を表明するためには、一定の評価期間が確保され、大規模買付行為はその期間経過後に開始されるものでなければなりません。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。

これにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ大規模買付者の提案を検討し、また、当社取締役会による代替案が提示された場合には、その代替案との比較検討を行うことが可能となります。株主の皆様には、必要かつ十分な情報を得たうえで、最終的な投資判断を適切に行う機会が確保されることとなります。

当企業グループの属する家電小売業界は、一層厳しさを増し激しい競争時代に突入しております。また、株式市場では様々な企業買収事例が出現しており、企業価値や株主共同の利益を損なう結果となる大規模買付行為が、当社に対しても行われる可能性があると考えております。また、不適切な大規模買付行為が開始されることにより、企業経営に支障をきたす場合も想定されます。

このような環境下で、当社は、大規模買付者が遵守すべきルールを定め、大規模買付者がルールを遵守しない場合、あるいはルールが遵守される場合でも一定の濫用目的による場合には、対抗的な措置を講じること等を、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本対応策を定めることといたしました。

## 2. 独立委員会の設置

本対応策が適正に運用され、取締役会における恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3人以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役および社外有識者（注4）等の中から選任します。なお、独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙2に、独立委員会規則については別紙3に記載のとおり

です。

本対応策において、「Ⅲ」の「4.（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」は、原則として当該大規模買付行為に対して対抗措置は講じないこととしております。「同4.（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」は、対抗措置を講じる場合として対抗措置発動に係る客観的要件を設定しておりますが、同4.（1）の注5に示すような明らかな濫用目的の場合の例外的対応としての対抗措置、または同4.（2）に記載のと通りの対抗措置を講じる場合等、本対応策に係る重要な判断に際しては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

注4：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

### 3. 大規模買付ルールの内容

当社が設定する大規模買付ルールとは、（1）大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、（2）当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

#### （1）情報の提供

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の目的と概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者および関係者を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社および当企業グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的および内容（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）

- ③ 当社株券等の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社および当企業グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社および当企業グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑤ 当社および当企業グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当企業グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

なお、大規模買付行為の提案があった場合は、金融商品取引所の適時開示規則に従い、速やかに開示いたします。また、当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

#### （２）取締役会による評価期間

大規模買付者が、当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、当社取締役会は、大規模買付者に対する評価、検討、交渉、意見形成、または、株主の皆様への代替案立案等を行います。このために必要な期間を60日以内の期間をもって、取締役会評価期間として設定します。具体的な期間の設定は、買付けの目的、対価の種類、買付方法等、大規模買付行為の評価の難易度に応じて設定します。当該期間は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、必要に応じて最大90日間まで延長できるものとします。大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。また、独立委員会の勧告を受け、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ公表します。また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し、代替案を提示することもあります。

#### 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

##### （１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則

として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるもの(注5)と認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応策の例外的対応として、当社取締役会は当社株主の皆様を保護するために、適切と考える対抗措置を講じることがあります。

なお、上記対抗措置を講じる際の判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

注5：濫用目的によるものとは、例えば、大規模買付者が、

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株券等を会社関係者に引取らせる目的で株券等の買収を行っている場合
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株券等の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株券等の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券、高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売抜けをする目的で株券等買収を行っている場合
- ⑤ その提示する当社株券等の買取方法として、最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等買付けを行う場合（いわゆる強圧的二段階買収）等を想定しています。

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何に拘わらず、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法、その他の法令および当社定款が認める対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付

者が大規模買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

### (3) 対抗措置について

対抗措置として、具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

例えば、具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は、別紙4「新株予約権の概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件等を設けることがあります。

### (4) 対抗措置発動の停止等について

「Ⅲ」の「4. (1)」に記載の例外的対応としての対抗措置を講じること、または「Ⅲ」の「4. (2)」に記載のとおり対抗措置を講じることと決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置を講じることが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置の発動を停止することができるものとします。

- ① 当該新株予約権の効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで、新株予約権の無償割当を中止する。
- ② 新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けたうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止または変更を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

## 5. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断なさるための必要な情報、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見の提供、さらには当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をなさることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、「Ⅲ」の「4.」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

#### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法令および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者、および会社に回復し難い損害をもたらす等の当社株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令および各証券取引所の定める規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### 6. 本対応策の適用開始と有効期限、変更および廃止

本対応策は、平成20年6月27日開催予定の当社第7回定時株主総会における株主の皆様のご承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は平成23年6月末日までに開催される当社第10回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当社第10回定時株主総会において本対応策を継続することが承認された場合は、かかる有効期限は、さらに3年間延長されるものとします。当社取締役会は、本対応策を継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせ

せします。

ただし、有効期限の到来前であっても、当社株主総会において本対応策の変更または廃止の決議がなされた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。この変更、廃止等は速やかにお知らせします。

IV 本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

本対応策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止でき、また当社の取締役任期は1年であり期差任期制を採用していないため、本対応策の廃止またはその対抗措置発動を阻止することに時間を要するものでもありません。このように、本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しております。さらに、本対応策の合理性についての考えは、以下のとおりです。

（1）本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応策、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応策は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応策は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

（2）本対応策が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

I で述べたとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応策は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断なさるために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提

供を保証することを目的としております。本対応策によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応策は当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応策の発効・延長が当社株主の皆様のご承認を条件としており、当社株主が望めば本対応策の廃止も可能であることは、本対応策が当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

### (3) 本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

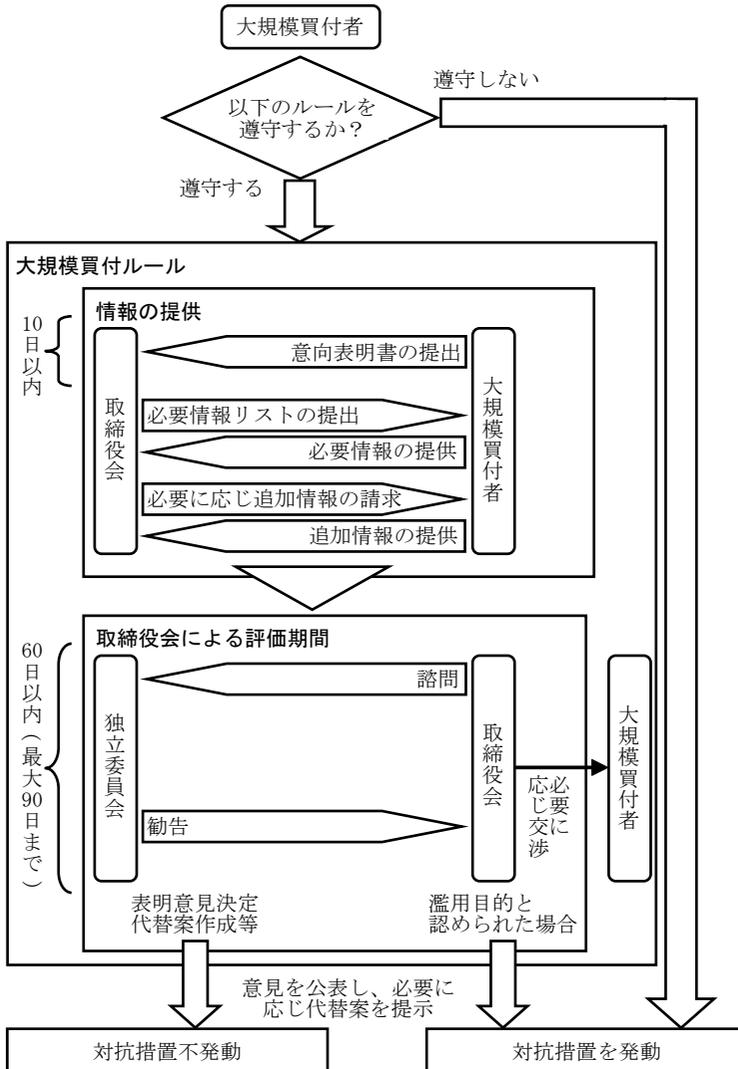
本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応策の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応策の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様のご承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、当社取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

以上

別紙1 (参考) 本対応策の概要



別紙2 独立委員会の委員の氏名・略歴

石橋 省三（いしばし しょうぞう）

昭和24年7月5日 生まれ

平成9年9月 野村證券金融研究所副所長

平成15年9月 財団法人 石橋湛山記念財団 理事長（現任）

平成16年4月 国立大学法人 東京医科歯科大学 理事

平成20年4月 栗本学園（名古屋商科大学）理事（現任）

平成20年5月 東京医科歯科大学 客員教授（現任）

竹原 相光（たけはら そうみつ）

昭和27年4月1日 生まれ

昭和52年1月 ビートマーウィックミッチェル会計士事務所入所

昭和57年5月 公認会計士登録

平成8年8月 中央監査法人 代表社員就任

平成12年7月 中央青山監査法人 トランザクションサービス部部长

平成17年4月 Z E C O O パートナーズ株式会社 代表取締役就任（現任）

平成17年10月 株式会社三菱ケミカルホールディングス 監査役就任（現任）

異相 武憲（いそう たけのり）

昭和25年7月30日 生まれ

昭和55年4月 弁護士登録

昭和58年4月 異相法律事務所開設

平成7年6月 株式会社エイデンサカキヤ（現 株式会社エイデン）  
監査役就任（現任）

平成14年3月 株式会社エディオン監査役就任（現任）

## 別紙3 独立委員会規則

### 独立委員会規則

#### 第1章 総則

##### 第1条（目的）

当社の独立委員会については、法令又は当社定款に別段の定めがある場合及び当社株主総会の別段の決議がある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

##### 第2条（定義）

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 本対応策 当社が、平成20年5月16日の取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年6月27日開催予定の当社第7回定時株主総会における承認を条件に導入することを決定し、平成20年5月16日に公表した、当社株券等に対する大規模買付行為への対応策をいう。ただし、当社第10回定時株主総会において当該対応策を継続することが承認された場合には、当該継続された対応策をいう。
- 二 独立委員会 本対応策において設置することとされている独立委員会をいう。
- 三 独立委員 独立委員会の委員をいう。
- 四 社外有識者 経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者並びにこれらに準ずる者であって、当社並びに当社の子会社及び関連会社の業務執行取締役（会社法第2条第15号に規定する業務執行取締役をいう。以下同じ。）から独立していると認められる者をいう。
- 五 会社支配に関する基本方針 本対応策において定義されている会社支配に関する基本方針をいう。
- 六 大規模買付者 本対応策において定義されている大規模買付者をいう。
- 七 取締役会評価期間 本対応策において設定することとされている取締役会評価期間をいう。

### 第3条（独立委員会の設置）

- 1 当社は、取締役会の決議によって、本対応策が適正に運用され、取締役会における恣意的な判断がなされることを防止するため、取締役会の諮問機関として、独立委員会を置く。
- 2 独立委員会は、独立委員3人以上で組織する。

## 第2章 独立委員

### 第4条（独立委員の選任）

- 1 独立委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社並びに当社の子会社及び関連会社の業務執行取締役から独立していると認められる次に掲げる者の中から、当社取締役会の決議によって選任する。
  - 一 社外有識者
  - 二 当社の社外監査役
- 2 次に掲げる者は、独立委員となることができない。
  - 一 当社の取締役、監査役（社外監査役を除く。）及び使用人
  - 二 当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役（社外監査役を除く。）及び使用人

### 第5条（当社と独立委員との関係）

- 1 当社と独立委員との関係は、委任に関する規定に従うものとし、当社と独立委員とは、必要な契約を締結するものとする。
- 2 前項に規定する契約においては、独立委員が、会社支配に関する基本方針に照らしてその職務（法令、この規則及び前項に規定する契約に基づく各職務を含む。以下同じ。）を遂行し、その職務遂行にあたって自己又は当社並びに当社の子会社及び関連会社の業務執行取締役の個人的利益を図ってはならない旨その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 第1項に規定する契約においては、当社取締役会の決議によって、次に掲げる事項を定めることができる。
  - 一 当社が、独立委員に対し、合理的であると認められる報酬（独立委員がその職務遂行の対価として当社から受ける財産上の利益をいう。）を提供する旨及びその内容
  - 二 当社が、独立委員の職務遂行のために必要と認められる費用を負担する旨及びその内容

4 前条第1項の規定により独立委員に選任された者は、本対応策及び第1項に規定する契約のいずれもが効力を生じた時に独立委員となる。

#### 第6条（独立委員の任期）

- 1 独立委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結後最初に招集される当社取締役会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した独立委員の補欠として選任された独立委員の任期は、退任した独立委員の任期の満了する時までとする。
- 2 独立委員は、前項の取締役会において別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなす。
- 3 前二項の規定にかかわらず、当社の社外監査役たる独立委員の任期は、当該独立委員が当社の社外監査役を退任した時に満了する。
- 4 前三項の規定にかかわらず、当社が株主総会又は取締役会の決議によって本対応策を廃止する旨又は独立委員会を置かない旨の決定をした場合には、独立委員の任期は、当該決定の効力が生じた時に満了する。

#### 第7条（独立委員の解任）

当社は、独立委員が次のいずれかに該当するときは、取締役会の決議によってその独立委員を解任することができる。

- 一 第4条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- 二 第4条第2項各号のいずれか一にでも該当することとなったとき。
- 三 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 四 独立委員としてふさわしくない非行があったとき。
- 五 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

### 第3章 独立委員会

#### 第8条（独立委員会の権限）

- 1 独立委員会は、次に掲げる事項について当社取締役会の諮問を受けた場合には、当該事項につき、理由を付して、当社取締役会に勧告し、又は意見を述べる。当社取締役会は、この勧告又は意見の内容（その理由を含む。）を最大限尊重する。
  - 一 大規模買付者に対する評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等
  - 二 取締役会評価期間の延長をするかどうかの判断

- 三 前号に規定する延長をする場合には、当該延長期間
  - 四 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したかどうかの判断
  - 五 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において、本対応策の例外的対応として、当社取締役会が適切と考える対抗措置を講じるかどうかの判断
  - 六 前号に規定する対抗措置を講じる場合には、当該方策の具体的な内容
  - 七 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合において、対抗措置の発動をするかどうかの判断
  - 八 前号に規定する発動をする場合には、当該対抗措置の具体的な内容
  - 九 対抗措置の発動の停止（新株予約権の無償割当ての中止及び新株予約権の無償取得を含む。）又は変更を行うかどうかの判断
  - 十 前号に規定する停止を行う場合には、当該停止に際して行う情報開示として必要と認められる事項
  - 十一 第9号に規定する変更を行う場合には、当該変更の具体的な内容及び当該変更の際に行う情報開示として必要と認められる事項
  - 十二 前各号に掲げる事項のほか、本対応策に係る重要な判断
- 2 独立委員会は、当社取締役会の諮問を受けていない事項であっても、必要があると認められる場合には、当該事項につき、理由を付して、当社取締役会に勧告し、又は意見を述べることができる。
  - 3 独立委員会の勧告又は意見の内容（その理由を含む。以下同じ。）は、独立委員会の決議をもって定めなければならない。ただし、その内容と独立委員の勧告又は意見の内容（その理由を含む。以下同じ。）が異なる場合には、当該独立委員は、当該独立委員の勧告又は意見の内容を、独立委員会の勧告又は意見に付記することができる。
  - 4 独立委員会は、独立委員会の勧告をし又は意見を述べるために必要があると認められる場合には、その決議によって、次に掲げる行為をすることができる。
    - 一 当社取締役会に対し、情報及び資料の提供を求めること。
    - 二 当社の費用において、独立した第三者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること。
    - 三 前各号に掲げる行為のほか、当社の費用において、独立委員会の勧告をし又は意見を述べるために必要な措置を講じること。
  - 5 独立委員会が第1項に規定する勧告をし又は意見を述べることができない場合には、各独立委員は、その旨を、理由を付して、当社取締役会に報告する。

## 第9条（独立委員会の招集）

- 1 独立委員会は、当社の代表取締役又は各独立委員が招集する。ただし、当社の取締役（代表取締役を除く。）及び監査役は、必要があると認められる場合には、独立委員会を招集することができる。
- 2 独立委員会を招集する者は、各独立委員及び当社の代表取締役（当該招集者を除く。）に対してその通知を発しなければならない。ただし、独立委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 独立委員会は、大阪市において開催するものとする。ただし、独立委員の全員の同意があるときは、大阪市以外の地において開催することができる。
- 4 独立委員会は、その決議によって、当社並びに当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び使用人に対し、独立委員会に出席（テレビ会議又は電話会議等によって、独立委員会が開催された場所に存しない者が独立委員会に出席する場合を含む。以下同じ。）し、独立委員会が求めた事項について説明をし又は意見を述べることを求めることができる。
- 5 当社の取締役、監査役及び使用人（取締役及び使用人については、その旨の取締役会の決議がある場合に限る。）は、独立委員会に出席し、必要があると認められる事項について説明をし又は意見を述べるすることができる。ただし、独立委員会は、その決議によって、当該出席又は説明[若しくは意見陳述]を拒むことができる。

## 第10条（独立委員会の決議）

- 1 独立委員会の決議は、議決に加わることができる独立委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合には、議決に加わることができる独立委員の過半数が出席し、その過半数をもって行うことができる。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する独立委員は、議決に加わることができない。
- 3 独立委員が独立委員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき独立委員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の[過半数]が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の独立委員会の決議があったものとみなす。
- 4 前項の規定は、独立委員会の決議の目的である事項がその勧告又は意見の内容の決定である場合には、適用しない。

## 第4章 雑則

### 第11条（書面の作成及び公表）

- 1 独立委員会は、当社取締役会に勧告し又は意見を述べる場合には、その内容を記載した書面を作成し、当該内容を決議した独立委員会に出席した独立委員がこれに署名し又は記名押印して、当社取締役会に提出しなければならない。
- 2 前項に規定するほか、独立委員会は、その議事について、書面をもって議事録を作成し、次の各号に掲げる議事の区分に応じ、当該各号に定める者がこれに署名し又は記名押印して、当社取締役会に提出しなければならない。
  - 一 当該議事が第10条第3項の規定に基づくものでない場合 当該議事に係る独立委員会に出席した独立委員
  - 二 当該議事が第10条第3項の規定に基づくものである場合 同条同項に規定する同意をした独立委員
- 3 第8条第5項に規定する報告をする独立委員は、その内容（その理由を含む。以下同じ。）を記載した書面を作成し、これに署名し又は記名押印して、当社取締役会に提出しなければならない。
- 4 当社及び独立委員会（当社については、その旨の取締役会の決議がある場合に限る。）は、それぞれ、前各項に規定する書面の存否及びその内容の全部又は一部を公表し又は公表しないことができる。

### 第12条（事務局）

独立委員会の事務局は、当社総務人事部に置く。

### 第13条（規則の改廃）

この規則の改廃については、当社取締役会の決議による。

### 附則

この規則は、本対応策が効力を生じた日から施行する。

以 上

## 別紙4 新株予約権の概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当る。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社の発行済株式総数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の発行を行うことがある。

### 4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

### 5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

### 7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

### 8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、消却事由、消却条件、その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上